

谷山第二地区 第35号

# 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課  
〒891-0141  
鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

谷山第二地区係 Tel.099-269-8436 (直通)  
工事係 Tel.099-269-2141 (直通)  
補償係 Tel.099-269-8437 (直通)  
谷山駅周辺地区係 Tel.099-269-8435 (直通)

## 平成二十六年年度の進捗状況

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、平成二十六年度も皆様方のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりました。  
現在は、平成二十六年七月に全ての建物移転を完了し、本城公園の整備や、区画道路、敷地造成の一部などが完成しました。工事期間中は、何かとご迷惑をおかけしましたが、ご協力いただきありがとうございます。  
平成二十六年年度末での進捗状況は、事業費ベースで約九十七・七%となっております。



谷山第二地区航空写真(平成27年3月撮影)



木之下川施工状況



本城公園

平成26年12月26日供用開始

## 平成二十七年年度の予算について

平成二十七年年度の谷山第二地区土地区画整理事業の当初予算は、約一億九千七百万円で主な内容は次のとおりです。

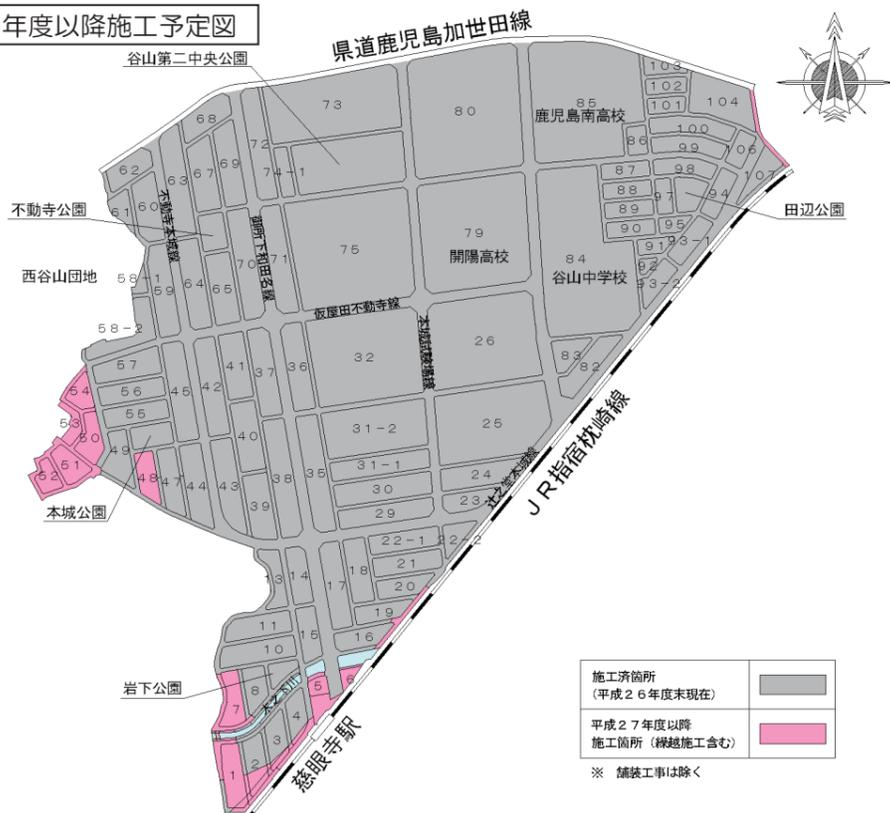
- 維持補修工事
- 出来形確認測量等

木之下川改修事業の予算は、約六千七百万円で次のとおり実施する予定です。

- 護床工
- その他、連続立体交差事業への負担金の支出等

今年度も事業を円滑に進めることができますよう、引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしく願います。  
なお、今年度以降に工事を予定している箇所は、図のとおりです。

平成27年度以降施工予定図



※国からの交付金交付額の変動等により、事業内容を変更することがあります。  
※ピンク色部分は工事予定箇所であり、使用収益開始時期については、別途、お問い合わせください。



鹿児島市では、明治維新(1868年)から150年を迎える2018年(平成30年)までの期間、カウントダウンをしながら、その年ごとに、近代日本の礎を築いた鹿児島に関わりが深い出来事を題材にイベントをおこなっていきます。  
“維新のふるさと 鹿児島市”の取組みに、ご期待ください。



## 出来形確認測量について（お願い）

谷山第二地区土地区画整理事業におきましては、工事概成している街区及び宅地について、平成二十六年より出来形確認測量を実施しております。出来形確認測量とは、将来行う換地計画の作成・換地処分に先立って街区及び画地の位置、形状及び面積等を確認することを目的としており、将来における皆様方の権利面積の確定や清算金の確定の上でも重要な作業となります。

平成二十七年年度の実施箇所といたしましては、水色着色箇所を予定しております。測量の実施にあたって、鹿児島市が委託した業者が土地への立ち入りをお願いすることがあります。このような場合、調査員は鹿児島市が発行する土地立ち入り認定証を携帯しておりますので、ご協力をお願いします。なお、ご不明な点がございましたら、『谷山第二地区係』にお問い合わせください。



## 保留地（宅地）随時分譲の申し込み開始について

平成二十七年一月に行いました、谷山第二地区内にある保留地の公開抽せん申込みの無かった区画を随意契約により先着順にて売却いたします。

- 【場 所】 鹿児島市上福元町の一部（谷山第二中央公園西側）
  - 【区 画 数】 七区画
  - 【地 積】 一〇二・八二㎡～六三七・三四㎡
  - 【価 格】 九七六万七、〇〇〇円～四、九七二万二、〇〇〇円
  - 【申込者の資格】
    - ① 未成年者や成年被後見人又は被保佐人でない人。
    - ② 市税の滞納がない人。
    - ③ 破産者でない人又は破産者で復権を得た人。
  - 【申込受付開始日】 平成二十七年六月一日（月）～
  - 【申込受付時間】 八時三十分～十七時十五分
  - 【申 込 場 所】 谷山都市整備課 谷山第二地区係
- ※ 土、日及び休日を除きます。

※ なお、詳細は市ホームページにも掲載しています。



谷山中学校周辺の保留地も先着順による受付を行っています。詳しくは、『谷山第二地区係』までお問い合わせください。



## 共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、鹿児島市では名義変更はできません。名義の変更は、関係者でご協議のうえ、権利者自身で行っていただくこととなります。

## みなさまへのお願い

以下の場合には、届出又は許可が必要になります。

- 登記名義人が変わったとき。（登記簿謄本の写しを添付して下さい）
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告をするとき。
- (他人名義の土地に建物などを所有する人)
- 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。（法七六条許可）

詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせください。

